

定額減税で減税しきれない方へ 調整給付を行います

詳細は
東浦町HPを
チェック



東浦町 HP
定額減税は
←こちら

令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円の定額減税が実施されていますが、減税しきれない方へ、その差額分を給付します。

本チラシをよくお読みいただき、給付を希望する場合は、同封の「定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書」(以下、確認書という。)を提出してください。

東浦町 HP
調整給付は
こちら→



対象となる方

定額減税の対象者で、「令和6年分推計所得税額(※1)」、「令和6年度分個人住民税所得割額」のいずれか(またはいずれも)が定額減税可能額(※2)を下回る(減税しきれない)方

所得税	
定額減税可能額(3万円×減税対象人数)	
令和6年分 推計所得税額 <small>(令和5年分の 所得税額)</small>	給付部分

住民税所得割	
定額減税可能額(1万円×減税対象人数)	
令和6年度分 個人住民税所得割額	給付部分

※1 令和6年分推計所得税額…

令和6年分の所得税額は、令和6年1月から12月までの所得に対して課税されますが、いち早く給付するため、令和5年分の所得及び扶養の状況から推計して給付額を算定します。令和6年分の所得税額の確定後、給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年以降に給付する予定です。

※2 定額減税可能額…

所得税	住民税所得割
3万円 × 減税対象人数	1万円 × 減税対象人数

納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族を含む。)
国外居住者は対象外

給付額

所得税	
定額減税可能額(3万円×減税対象人数)	
令和6年分 推計所得税額 <small>(令和5年分の 所得税額)</small>	① ①<0のとき0円

住民税所得割	
定額減税可能額(1万円×減税対象人数)	
令和6年度分 個人住民税所得割額	② ②<0のとき0円

所得税分 ①	+	住民税所得割分 ②	=	給付金額
-----------	---	--------------	---	------

←合計額を1万円単位に切り上げて給付

例 ①+②=24,000円の時 → 切り上げて**30,000円**給付 ①、②の両方が0円の場合給付されません

「定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書」については裏面へ→

定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書の提出方法

確認書 提出期限

令和6年9月30日(月)まで **必着**

 期限内に提出がなかった場合は、
給付金を受け取ることはできません。

提出物

- ①確認書
- ②本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
※代理人が確認・受給を行う場合は、
代理人の本人確認書類も添付してください。
- ③確認書に振込先口座を記入した方のみ、
受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

提出方法

同封の返信用封筒で提出してください。

振込予定日

確認書提出日から約30日後

その他

- ・確認書を紛失した場合は、給付金受付会場(役場3階第3委員会室 平日9:00~16:00)で確認書を再交付します。会場で確認書を記入・提出することも可能です。提出に必要な書類を持参してください。
- ・確認書の審査の結果、給付対象外となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・給付を希望しない場合は、確認書の表面下段にある「私は給付金を受給しません」の欄にを入れ、提出してください。
- ・払込前に「払込のお知らせ」を送付しますので、ご確認ください。
- ・その他、不明点はお問い合わせください。

定額減税補足給付金 申請から給付のながれ

1 役場から確認書を送付

2 確認書を役場に返送

給付金を受け取るには返送が必要です。確認書の記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類などと一緒に返送してください。



確認書の提出期限
9月30日(月)まで

3 審査

4 「払込のお知らせ」を送付

5 給付金を振り込み

確認書提出日から約30日後、順次給付金を口座振り込みします。

問い合わせ／東浦町役場 税務課 住民税係 ☎ 0562-83-3111 (内線112、113、119)

定額減税をかたった詐欺にご注意ください！

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！



国や愛知県、東浦町等をかたってATMの操作をお願いしたり、キャッシュカードの暗証番号等の個人情報を聞き出すこと、また、手数料等の振り込みを求めたりするようなことは絶対にありません。このような不審な電話や郵便があった場合は、すぐに半田警察署(☎0569-21-0110)へご連絡ください。